

それ、詐欺かもしれません！

メール

ショートメッセージサービス
(SMS) による

架空請求



詐欺！



実在の事業者を
かたる場合が
あります。

(例) アマゾン
ヤフーサポートセンター
DMM 相談窓口 など
※実在する企業とは無関係です。

メールやハガキに
記載の電話番号に

連絡 を
する前に！

支払 を
する前に！

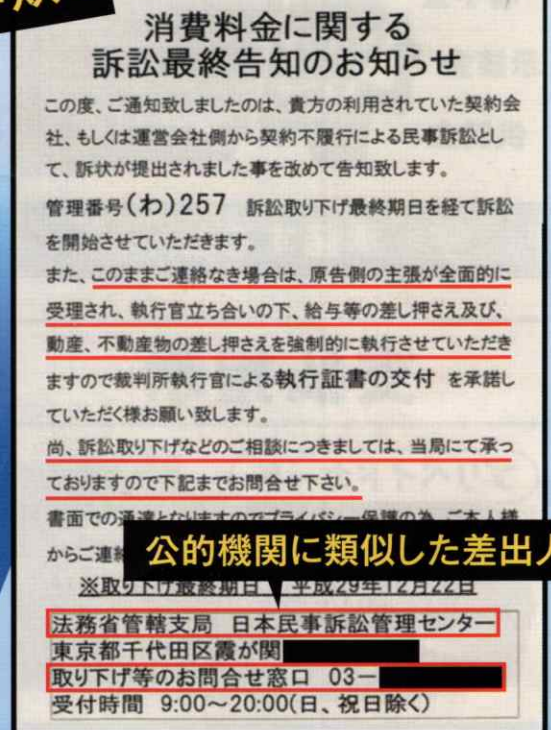
ハガキ

による

架空請求



詐欺！



(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
民間訴訟告知センター
国民訴訟お客様センター
全国紛争相談センター など
※いずれも国の組織として存在しないものです。

「おかしいな？」と思ったら、

あわてず家族や警察、消費生活センターなどに相談しましょう！

生駒警察署：0743-74-0110

生駒市防災安全課：0743-74-1111 (内線363)

生駒市消費生活センター：0743-73-0550

このチラシは消費者庁作成の啓発チラシを活用しています。



消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」

架空請求の手口の流れ（よくある例）

突然通知

メール

ハガキ



様々な名目で送りつける

メールやハガキに書かれた
電話番号にかけないで!

覚えのない 消費生活
請求がきたら センターへ

≪ 電話すると ≫

支払要求

第三者の電話番号に誘導

着手金
示談金
供託金



「急がないと
裁判になりますよ」
「後日返金されますよ」

「弁護士に問い
合わせてください
番号は 03-XXXX-XXXX」



おかしいと 消費生活
思ったら センターへ

≪ 承諾すると ≫

支払指示

プリペイドカード

¥50000

Q1234-5678-9

「コンビニで
カードを買って
番号を教えてください」



コンビニ端末

「端末から出てくる
支払用紙を持って
レジで支払ってください」

支払う前に 消費生活
センターへ

≪ 一度支払ってしまうと ≫

さらなる支払要求

弁護士・裁判の相手と名のる者から、
次々と電話がかかってきて、
さらなる支払を要求されます。



「他にも未払が
ありました」

「和解できない! ふざけるな」
「自宅に行くぞ!」
「家族に迷惑がかかるぞ」



被害高額化

架空請求の手口は様々です!

もう一度 消費生活
支払う前に センターへ

架空請求以外でも、消費生活でお困りのことは

生駒市消費生活センターにご相談ください! 0743-73-0550